

◎新潟県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒倉野中線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町東山字中山3465番7から	新	5.4～24.0メートル	380.1メートル
同郡同町東山字中山2526番1まで	旧	5.4～17.4メートル	388.1メートル